

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 齋藤 宙

下記のとおり一般競争入札を行うので、入札心得等関係事項を承知の上、参加されたい。

記

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両
- (2) 規 格 等：別紙のとおり
- (3) 引取場所：陸上自衛隊松山駐屯地（愛媛県松山市南梅本町乙115）
- (4) 搬出期限：代金納付から5日以内（令和5年6月30日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」における等級C等級以上に格付けされており、四国地域の参加資格を有する者。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。満たす者であること。
- (6) 使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)第44条に基づく引取業者として、事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)の4つの資格を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札日前日までに下請負申請書を提出し、契約担当官の承認を受けたもの。
- (8) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (9) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、承認申請書受理後2日以内に確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。
- (10) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (11) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (12) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札書等は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊契約班窓口で配布する。

令和5年4月11日(火)～令和5年4月26日(水)(土・日曜、祝日を除く0900～1600)

4 入札(現場)説明会

実施しない。但し、現物確認については、令和5年4月11日(火)～令和5年4月26日(水)(土曜日曜祝日を除く0900～1600)下記11項(10)イ担当者と調整を実施すること。

※ 現地確認ができない場合は入札参加者の責任において内容を確認し入札すること。
(現物未確認による紛争防止のため。)

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊松山駐屯地 入札室
- (2) 日 時：令和5年4月26日(水) 10時00分

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約締結に応じない場合には、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、落札者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算し金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。(消費税抜き価格)

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

9 契約書

作成する。標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。

10 落札決定方法

総額決定

- (1) 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 その他

- (1) 入札参加希望者は、令和5年4月25日(火) 17時までに資格決定通知書(写)、入札参加受付票、引取業(写)、フロン類回収業(写)、解体業(写)及び破砕業の資格(写)を事前に提出すること。(FAX可)
- (2) 郵便による入札については、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊契約班宛とし、令和5年4月25日(火) 17時までに担当者必着分を有効とする。この際、便着の確認を必ず行うこと。再度入札になった場合には別途連絡する。
新型コロナウイルス感染防止の観点から郵便入札にご協力していただくようお願い致します。
- (3) 代表者以外で入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (4) 電報・電話等による入札は認めません。
- (5) 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (6) 引取に要する費用は買取者の負担とする。
- (7) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金を超過する場合には、超過分を損害につき賠償を請求する。
- (8) 解体証明書は、引渡完了の日から3ヶ月以内に業務隊管理科へ提出すること。
- (9) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

(10) 入札等に関する事項の問い合わせ先

ア 入札に関する事項

〒791-0245

陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 担当：正(ショウ)

TEL：089-975-0911 (内線347)

FAX：089-975-0099 (直通)

イ 現場確認等に関する事項

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科 担当：後藤(内線318)

本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊
陸上自衛隊善通寺駐屯地第348会計隊
陸上自衛隊高知駐屯地第419会計隊
陸上自衛隊徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊

及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ<http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示



内訳

No	品名	規格	単位	数量
1	使用済車両	1/2 tトラック	両	4

入札参加受付票

分任契約担当官陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 殿

- 1 入札件名：使用済車両
- 2 入札日時：令和5年4月26日（水） 10時00分
- 3 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 入札室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号：

FAX番号：

担当者名等：

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持参	郵便

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		GV-Z001013C	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成30年 6月13日
		変 更	令和 4年 7月14日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分に当たっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破碎又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 安全管理

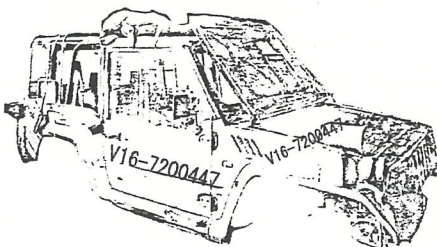
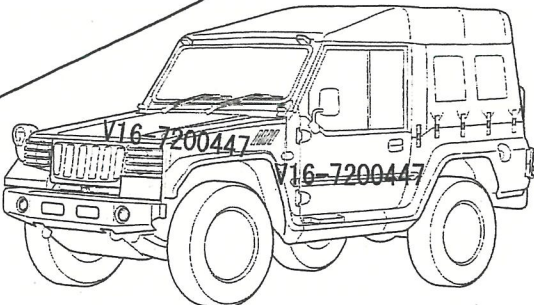
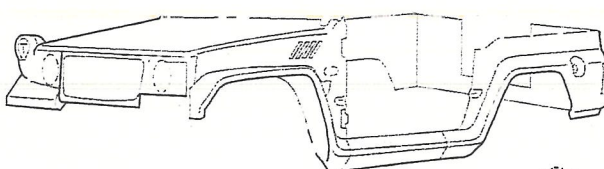
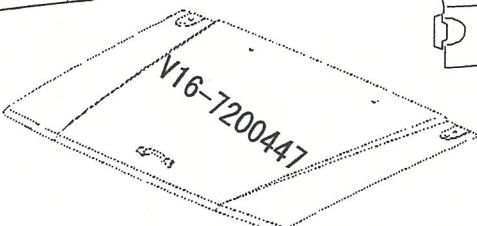
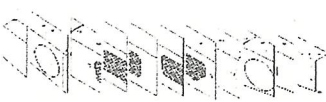
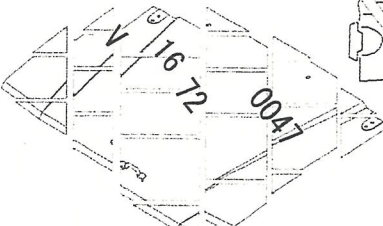
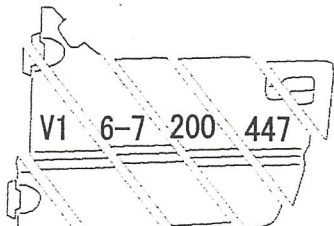
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

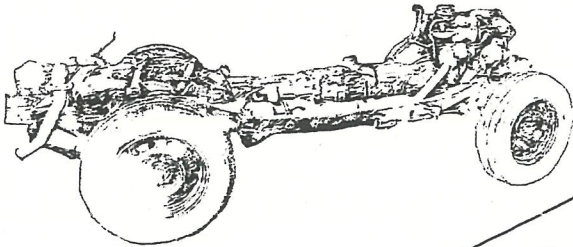
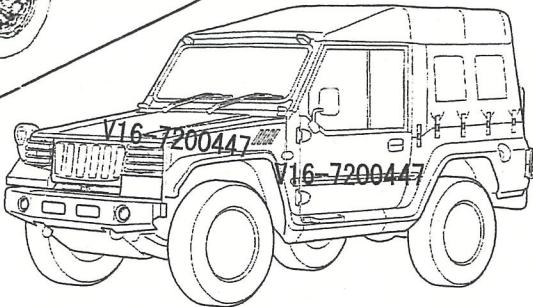
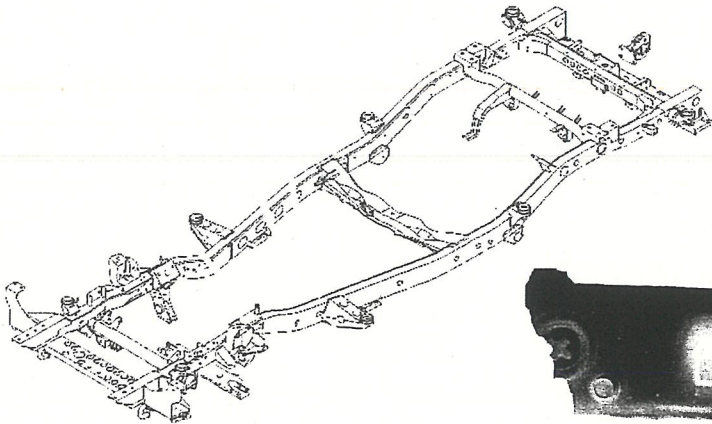
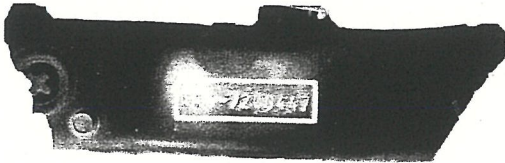
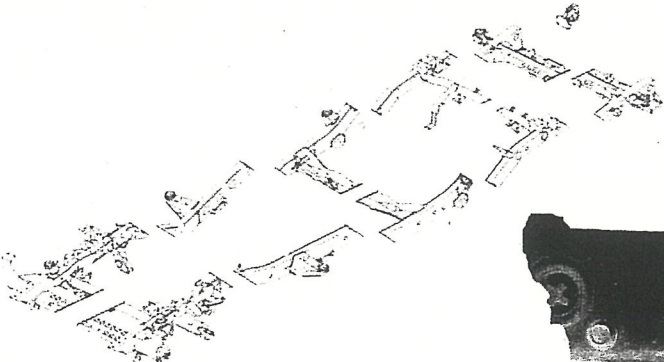
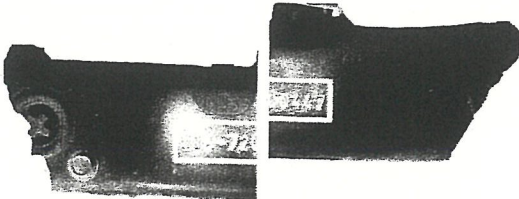
表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記	
1	受領書	1 部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。	
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付	
3	作業工程表			契約書締結までに。	—	
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。	
5 ^{c)}	解体証明書					様式は、図3による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書					様式は、図4による。
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。						
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。						
注 ^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。						

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）  又は 
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。    
破碎又は 溶解後	破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破碎（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。   

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1－工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）  又は 
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）  
破碎又は 溶解後	破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破碎（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。  

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2－工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載

※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶 解 実 施 日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

引 渡 者	物 品 管 理 官	官職氏名	年 月 日		受 領 者	受 領 書 所在地、会社名、代表者名		契 約	年 月 日	担 当 官	
			証 書 番 号								
			取 扱 者	転記							
	引 渡 者	官職氏名	年 月 日		契 約 者	受 領 年 月 日	受 領 者	備 考			
			証 書 番 号								
			取 扱 者	転記							
			引 渡 年 月 日								
	資 料 種 別	相 手 方 番 号	処 理 年 月 日	物 品 区 分	証 書 年 月 日	証 書 番 号	記 録 区 分				
	項 目 番 号	物 品 番 号 及 び 品 名			規 格	非 消・ 消 区 分	程 度	単 位	数 量	処 置 コ ー ド	摘 要
~~~~~											
~~~~~											
									ページ中の第	ページ	

注記1 無償貸付の場合は、備考欄又は摘要欄に“(承認年月日，承認番号)によって承認を受けて(借受証年月日，借受証番号)によって借り受けたものである。”と記載する。

注記2 用紙の大きさは、JIS P 0138のA4とする。

注記3 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載する。

図8－受領書の様式

別表一 調達要領指定書		
調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	売払要求番号第7号
	調達要求年月日	令和5年3月8日
	作成部隊	松山駐屯地業務隊
	作成年月日	令和5年3月8日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013C	
指定事項	1. 3 売払物品 使用済車両「車両屑（車種別）数量内訳」のとおり 台数・重量 総数 車両 4台 ・ 総重量 7800.0Kg 車種内訳 1／2t小型トラック× 4台 引渡場所 愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊 松山駐屯地 引渡期限 令和5年6月30日（金） その他 売払い車両の引き渡しに際しては官側の立会いを要するため事前に引取日時の調整ため引取り担当者名簿の提出を要する。 4. 1 提出書類の提出先は、松山駐屯地業務隊 管理科 輸送班とする。	

装備品等名：1／2 tトラック（平成14年度以降納入車）

（単位：kg）

品名 構成 (等級)	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	H 2	H 3	H 4	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン	120.8	74.1	6.4	20.9					14.5				9.7	246.4	
エンジン附属装置			9.7	19.3		3.2								32.2	
電気系統		1.6		8.1										9.7	
動力伝導装置		190.0	8.1	17.7					3.2					219.0	
ブレーキ装置		3.2		9.7										12.9	
懸架装置		93.4	20.9	11.3										125.6	
操行装置		24.2	4.8	1.6										30.6	
フレーム・ボディ			249.6	661.9					8.1		58.0	11.3	54.8	1,043.6	
ホイール			40.0											40.0	
タイヤ												50.0		50.0	
バッテリー										26.4			13.8	40.2	
その他			51.5	24.2					1.6				22.5	99.9	
計	120.8	386.5	391.1	774.7		3.2			27.4	26.4	58.0	61.3	100.8	1950.0	